

予 防 規 程

(会 社 名)

(給油取扱所名)

(作成・変更 年月) 年 月

第1章 総則

第1条	目 的
第2条	適用範囲
第3条	遵守義務
第4条	告知義務
第5条	規程の変更

第2章 保安の役割分担

第6条	組 織
第7条	所有者等の責務
第8条	危険物保安監督者の責務
第9条	危険物取扱者の責務
第10条	危険物保安監督者不在時の職務代行者の責務
第11条	従業員の遵守事項
第12条	営業終了時の保安管理

第3章 危険物の貯蔵及び取扱い基準等

第13条	貯蔵及び取扱基準
第13条の2	単独荷卸しの際の留意事項
第13条の3	顧客自ら給油作業等を行う際の取扱基準
第13条の4	可搬式制御機器を使用する際の取扱基準
第13条の5	携帯型電子機器を使用する際の取扱基準
第13条の6	ガソリンの指定数量以上の詰め替え販売を行う際の取扱基準
第14条	給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項
第14条の2	屋外で物品の販売等の業務を行う際の留意事項
第15条	駐 車

第4章 点検及び記録

第16条	点検及び記録
------	--------

第5章 改修、補修等

第17条	改修、補修
------	-------

第6章 工事中における安全対策

第18条	工事計画
第19条	工事責任者
第20条	連 絡
第21条	工事責任者の責務
第22条	作業員の立入場所
第23条	作業時間
第24条	火気使用
第25条	火気使用の一時停止

第7章 火災、地震及びその他の災害時の措置

第26条	自衛の消防組織
------	---------

第 27 条	緊急時の連絡網
第 28 条	事故時の措置及び消火活動等
第 29 条	地震被害予防措置
第 30 条	地震発生時の措置
第 30 条の 2	地震に伴う津波発生時の措置
第 31 条	地震発生後の措置
第 32 条	南海トラフ地震に係る地震対策

第 8 章 教育及び訓練

第 33 条	保安教育
第 34 条	訓 練

第 9 章 予防規程に違反した者の措置

第 35 条	予防規程に違反した者の措置
--------	---------------

「別様式－１」 保安管理任務分担表

「別様式－２」 自衛消防隊編成表

「別様式－３」 緊急連絡網

「別様式－４」 教育・訓練計画表

「別紙－１」 地震後の点検項目

「別紙－２」 再開の判断要素

「別紙－３」 教育・訓練記録表

「別記 1 の 1」 単独荷卸しの際の留意事項等

「別記 1 の 2」 顧客自ら給油作業等を行う際の実施基準

「別記 1 の 3」 可搬式制御機器を使用する際の実施基準

「別記 1 の 4」 携帯型電子機器を使用する際の実施基準

「別記 1 の 5」 屋外で物品の販売等の業務を行う際の留意事項

「別記 1 の 6」 地震発生時における給油取扱所の災害防止措置及び措置状況等の通報に係る実施要領

「別記 1 の 7」 地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急措置等に係る実施要領

給油取扱所予防規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、消防法(昭和23年法律第186号)第14条の2に基づき、_____給油取扱所(以下、「当所」という。)における危険物の取扱作業その他保安管理に必要な事項について定め、もって火災、危険物の流出及び震災等による災害の発生を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当所の全域及び当所に勤務し又は出入りするすべての者に適用する。

(遵守義務)

第3条 当所の従業員は、この規程を遵守しなければならない。

(告知義務)

第4条 当所の従業員は、当所に入出入りする者に対して、必要に応じてこの規程の内容を告知し、遵守させなければならない。

(規程の変更)

第5条 当所の所有者、管理者又は占有者(以下、「所有者等」という。)は、この規程を変更しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取扱者等の意見を尊重し、火災予防上支障のないようにしなければならない。

2 所有者等は、規程の変更を行うときは津市長に変更の申請をして、認可を受けなければならない。

※個人名が含まれている部分で、個人名のみ変更する場合にあっては、津市長の認可を受けなくてもよい。

第2章 保安の役割分担

(組 織)【第1項 第1・2号関係】※【 】は、危険物の規制に関する規則第60条の2をいう。

第6条 当所における安全管理を円滑かつ効果的に行うため、「別様式ー1」のとおり保安の役割分担を定め、当所内の適切な場所にこれを掲示しなければならない。また、交替時は、業務日誌の記載内容を相互に確認し、業務を確実に引き継ぐこと。

2 所有者等は、危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故により、その職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者を危険物取扱者(甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者に限る。)の中からあらかじめ指名しておかななければならない。

(所有者等の責務)【第1項 第1号関係】

第7条 所有者等は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行い、施設を適正に維持管理されるよう務めなければならない。

(危険物保安監督者の責務)【第1項 第1号関係】

第8条 危険物保安監督者は、消防法令を遵守するとともに、この規程の定めるところにより、危険物の保安の確保に務めなければならない。

(危険物取扱者の責務)【第1項 第1号関係】

第9条 危険物取扱者は、消防法令を遵守するとともに、この規程に定めるところにより、危険物の

貯蔵及び取扱いに係る作業の安全の確保に努めなければならない。

2 危険物取扱者の氏名等は、在、不在の別を当所内の見やすい箇所に掲示しておくものとする。

(危険物保安監督者不在時の職務代行者の責務)【第1項 第2号関係】

第10条 危険物保安監督者職務代行者は、危険物保安監督者の不在時に危険物保安監督者に代わり、その職務を誠実に遂行する。

2 前項の職務代行者が不在となる場合は、代わりの職務代行者を勤務させる等の措置を講じる。

(従業員の遵守事項)【第1項 第14号関係】

第11条 従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適正な危険物取扱い作業及び危険物施設の維持に務めなければならない。

(営業終了時の保安管理)【第1項 第14号関係】

第12条 危険物保安監督者は、営業中又は営業終了時において、施設を巡回し異常の有無を確認しなければならない。

2 前項において異常が確認された場合は、あらかじめ作成した対応要領等により、直ちに応急の措置を講じるとともに、所有者等に当該異常及び応急措置を講じた旨を報告しなければならない。

第3章 危険物の貯蔵及び取扱いの基準等

(貯蔵及び取扱基準)【第1項 第6号・第7号・第8の4号】

第13条 危険物を貯蔵し、又は取扱う場合については、消防法令に定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

(1) 危険物取扱者以外の者が危険物を取扱う場合には、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が必ず立ち会うこと。

(2) 危険物取扱者が不在となる場合は、給油業務は行わないこと。

(3) 給油又は注油を行うときは、必ず顧客等が求める油種を確認するとともに、その場を離れないこと。

(4) 移動タンク貯蔵所から危険物を受け入れる時は、単独荷卸しを行う場合を除き、当所の危険物取扱者が立ち会い、危険物の品目及び受け入れタンクの残量を確認し、危険物が漏れ、あふれ、または飛散しないように監視すること。

(5) 前項(4)において、可燃性蒸気回収装置を使用する場合は、回収ホースが移動タンク貯蔵所及び通気管に確実に接続されていることを確認すること。

(6) 火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等はみだりに使用しないこと。

(7) 危険物を給油又は積み降ろしするときは、自動車等のエンジン停止を確認してから行うこと。

(8) 給油又は注油、自動車等の転回、地下タンクへの危険物の注入等の支障となるような物件を置かないものとし、常に整理整頓に努めること。

(9) 喫煙は、定められた場所で行い、終業時には、吸い殻を消火したことを確認し、所定の場所に廃棄すること。

(10) 休日、夜間等で給油業務を行わない時は、従業員以外の者の出入りを禁止する為、ロープ、チェーン等を展張すること。

(単独荷卸しの際の留意事項)

第13条の2 単独荷卸しを行う場合においては、「別記1の1 単独荷卸しの際の留意事項等」を遵守しなければならない。

(顧客自ら給油作業等を行う際の取扱基準)

第13条の3 顧客自ら給油作業等を行う場合については、特に「別記1の2 顧客自ら給油作業等を行う際の取扱基準」に従い監視等を行わなければならない。

(可搬式制御機器を使用する際の取扱基準)

第13条の4 可搬式制御機器を使用して給油許可を行う場合において、別記1の2に定めるところのほか、「別記1の3 可搬式制御機器の使用に係る取扱基準」に留意しなければならない。

(携帯型電子機器を使用する際の取扱基準)

第13条の5 携帯型電子機器を使用して決済等を行う場合においては、「別記1の4 携帯型電子機器の使用に係る取扱基準」に留意しなければならない。

(ガソリンの詰め替え販売を行う際の取扱基準)

第13条の6 ガソリンの詰め替え販売を行う場合は、固定給油設備の給油ホースに接続される給油ノズルに設けられた満量停止装置等が確実に機能するとともに、詰め替え作業は、危険物取扱者である従業員もしくはその立ち合いを受けた従業員が行うこと。

(2) 静電気による火災を防ぐため、容器を地面に置いて詰め替えること。

(3) 顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売に関する記録を作成すること。

(4) 運搬容器の基準に適合した容器に詰め替えること。

(給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項)【第1項 第14号関係】

第14条 給油又は注油以外の業務を行う場合は、次の事項に留意しなければならない。

(1) 給油又は注油の業務の支障とならないよう細心の注意を払うこと。

(2) 物品の販売等は、定められた場所以外では行わないこと。

(3) 従業員の配置は、当所内の顧客等の状況に応じて行い、その整理、誘導等の安全管理に努めること。

(屋外で物品の販売等の業務を行う際の留意事項)

第14条の2 屋外での物品の販売等の業務を行う場合は、「別記1の5 屋外での物品の販売等の業務を行う場合の留意事項」を遵守しなければならない。

(駐 車)【第1項 第14号】

第15条 当所内に自動車等を駐車させる場合は、給油のための一時的な停車を除き、消防法令上駐車禁止とされている場所以外の場所で、予め明示された駐車場所で行わなければならない。

第4章 点検及び記録

(点検及び記録)【第1項 第5号・第11の2号・第12号関係】

第16条 当所の危険物施設の構造及び設備等を適正に維持管理するため、別に定めるところにより点検を実施しなければならない。なお、地震時等の災害により当該施設に影響があると認められる場合にも点検を実施する。

2 危険物施設の点検の責任者(以下、「点検責任者」という。)は危険物取扱者の中から指名する。

3 点検は毎日点検、定期点検、臨時点検とし、点検責任者の指示のもとに行う。

- 4 点検を実施し、構造及び設備等に異常を発見した場合には、点検責任者は使用禁止等の表示をする等適切な処置を行うとともに、その旨を所有者等に報告しなければならない。
- 5 所有者等は、前項の報告を受けたときには、当該異常箇所の修理等を行わせなければならない。
- 6 所有者等は第1項の規定により点検を実施したときは、点検記録簿に点検結果を記録し、3年間保存しなければならない。

第5章 改修、補修等

(改修、補修)【第1項 第8の2号・第13号関係】

- 第17条 所有者等は、危険物施設の改修及び補修のための工事等を行う場合は、その内容に応じて変更許可等の必要な手続きを行わなければならない。
- 2 所有者等は、前項の工事を行う場合は、当該工事が安全かつ適正に行われるよう必要に応じて危険物保安監督者を立ち合わせるとともに、工事関係者に対して必要な指示をするなど監視監督を行なうこと。また、工事終了後、当該工事に係る設備の点検・検査を実施し安全性を確認しなければならない。
 - 3 所有者等は、当所の位置、構造、設備を明示した書類及び図面の整備、保管について、適正に整理及び管理するものとする。

第6章 工事中における安全対策

(工事計画)【第1項 第8の2号関係】

第18条 工事請負業者は、工事計画について所有者等と十分協議し、承認を受けなければならない。

(工事責任者)【第1項 第8の2号関係】

第19条 工事請負業者は、工事責任者を定め、所有者等に報告しなければならない。

(連絡)【第1項 第8の2号関係】

第20条 工事責任者は、所有者等と緊密な連絡を保ち、作業を行わなければならない。

(工事責任者の責務)【第1項 第8の2号関係】

- 第21条 工事責任者は、この規程を遵守し工事の監督にあたりるとともに、作業員に喫煙場所の指定、消火器の配置、その他火災予防上必要な事項の周知徹底を図り、作業の安全を確保しなければならない。
- 2 工事責任者は、作業工程表を作成して所有者等の承認を受け、工程表に従って作業を行わなければならない。

(作業員の立入場所)【第1項 第8の2号関係】

第22条 工事責任者及び作業員は、当所内において、当該工事に関係のある場所以外への立ち入りを禁止する。ただし、所有者等の許可を受けた場合はこの限りではない。

(作業時間)【第1項 第8の2号関係】

- 第23条 作業時間は、当所の就業時間内に限る。ただし、所有者等が必要と認める場合はこの限りではない。この場合、所有者等は従業員の中から保安要員を定め、作業の保安の監視をさせなければならない。
- 2 工事責任者は、作業の開始前、作業中及び終了後において、施設を巡回し、異常の有無を確認

認しなければならない。

(火気使用)【第1項 第8の2号関係】

第24条 工事責任者は、作業上火気等の使用を必要とする場合、あらかじめ所有者等の許可を受けなければならない。

2 工事責任者は、火気の使用を監視するとともに、防災シート等による安全確保等必要な指示を与えなければならない。

(火気使用の一時停止)【第1項 第14号関係】

第25条 所有者等は、移動タンク貯蔵所の荷卸し時及び気象条件等により、火災の予防上必要があると認めるときは、火気の使用を制限し、又は停止させる事ができる。

第7章 火災、地震及びその他の災害時の措置

(自衛の消防組織)【第1項 第3号関係・第11号関係】

第26条 所長を自衛消防隊長とし、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して、火災等災害時の即応体制を整えておくものとし、その編成及び任務分担については「別様式－2 自衛消防隊編成表」に定め、当所内の適切な位置に掲示しておかなければならない。

2 自衛消防隊長は、災害時において隊員を指揮して、初期消火その他災害の拡大防止の措置を行い、又、公設消防隊が到着したときは火災等の概要について報告するものとする。

3 隊員は、自衛消防隊長の指揮を受け、初期消火その他災害の拡大防止に務めなければならない。

(緊急時の連絡網)【第1項 第3号関係】

第27条 当所に火災等災害が発生したときに備え、「別様式－3 緊急連絡網」の連絡網を作成し、当所内の適切な位置に掲示しておかなければならない。

2 災害を覚知したときは、前項の連絡網により全従業員に連絡し、連絡を受けた従業員は、当所に参集しなければならない。

ただし、疾病等により参集できない状態である場合は、この限りでない。

(事故時の措置及び消火活動等)【第1項 第11号関係】

第28条 消火活動等は次により行わなければならない。

- (1)火災の発生又は危険物の流出等を覚知した者は、直ちに当所内の者に知らせること。
- (2)火災又は危険物の流出等が発生した場合には、自衛消防隊長の指揮の下に、直ちに初期消火、顧客等の避難・誘導、消防機関への通報、危険物の流出防止等の応急措置を講ずること。
- (3)危険物が当所外に流出し、又は可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺地域の住民、通行人及び車両の運転手等に対して火気使用の禁止、その他必要な協力を求めるとともに、当該危険物の流出・拡大防止、回収等の応急措置を講ずること。
- (4)車両同士が当所内で衝突した事故の場合は、人命を優先とした処置を実施し、そのために必要な知識を平素から習得し、救急医薬品及び資機材を用意しておく。

(地震被害予防措置)【第1項 第11の2号関係】

第29条 所有者等は、地震時の被害を防ぐため、当所の建物及び付随する施設、設備の倒壊、転倒、落下を防ぐため、点検、補強を行うものとする。

(地震発生時の措置)【第1項 第11の2号関係】

第30条 地震が発生したときは次の措置を講じるとともに、「別記1の6 地震発生時における給油取扱所の災害防止措置及び措置状況等の通知に係る実施要領」に定めるところにより活動する

ものとする。

- (1)地震が発生したときは、直ちに危険物の取扱作業及び火気設備・器具の使用を中止しなければならない。
- (2)当所内に被害が発生した場合は、応急措置により二次災害の発生防止を図るとともに、設備・機器の使用禁止等の措置をとる。
- (3)設備等の使用可否、応急措置の要否を含めた被害状況等について、「別紙－1 地震後の点検項目」を活用して把握するほか、周辺建物、道路の被害状況等の把握に努めるとともに、必要に応じて消防機関への通報又は連絡をする。
- (4)所有者等は、「別紙－2 再開の判断要素」に基づき給油業務の再開の判断をする。なお、原則として復旧工事内容に応じた必要な申請手続き等を行うとともに、被害状況に応じて専門業者の要請を行う。
- (5)当所周辺で火災等の災害が発生した場合には、自らの安全を確保した後、被害を軽減する活動に協力する。
- (6)顧客等の帰宅困難者への対応は、必要に応じて次により実施すること。
 - ア 情報提供は、テレビ、インターネット等から入手される内容について行う。
 - イ 保護支援は、当所内に保管する防災資器材等の実情に応じて行う。
 - ウ 広域避難場所への誘導案内を行う。(津波発生時等の措置)【第1項 第11の2号関係】

(地震に伴う津波発生時の措置)【第1項 第11の2号関係】

※該当エリア:H23 年度三重県公表の津波浸水予想図(防潮堤等なし)で浸水が予想されているエリア

第30条の2 地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合には、次の措置を講じるとともに、「別記1の7 地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急措置等に係る実施要領」に定めるところにより活動するものとする。

- (1)当所内にいるすべての人(従業員及び顧客等。以下「従業員等」という。)に対し、津波警報が発令されたことや津波が発生するおそれのある状況であることを、大声や拡声器等を用いて速やかに伝達すること。
- (2)従業員等を避難場所まで誘導すること。
- (3)津波襲来までの時間に応じ、施設の緊急停止等の必要な措置を講じること。

(地震発生後の措置)【第1項 第11の2号関係】

第31条 所有者等は、地震の揺れがおさまった時、直ちに「別紙－1 地震後の点検項目」に基づき点検を行い、支障をきたすものにあつては応急措置をとるものとする。

2 施設の使用再開にあたっては、十分点検、検査を行い、安全を確認する事とする。

(南海トラフ地震にかかる地震対策)【第4項関係】

※該当エリア:H25 年度三重県公表の津波浸水予想図で水深30cm以上の浸水が想定されるエリア

第32条 南海トラフ地震に伴い発生する津波に関する地震対策を「南海トラフ地震防災規程」にて別に定める。

第8章 教育及び訓練

(保安教育)【第1項 第4号関係】

第33条 所有者等は従業員(アルバイト及び給油業務以外の従業員を含む)に対し、「別様式－4 教育訓練計画表」により保安教育を実施しなければならない。

2 保安教育を実施したときは、その内容を記録し、3年間保存しなければならない。

(訓 練)【第1項 第14号関係】

第34条 訓練は、総合訓練、部分訓練及び震災訓練とし、総合訓練にあつては年1回、部分訓練にあつては年2回、震災訓練にあつては総合訓練、部分訓練に含めて「別様式－4 教育訓練計画表」により実施しなければならない。

2 訓練を実施したときは、その訓練結果を「別紙3 教育・訓練記録表」に記録し、3年間保存しなければならない。

第9章 予防規程に違反した者の措置

(予防規程に違反した者の措置)【第1項 第14号関係】

第35条 所有者等は、この規程に違反する行為を行った者に対して、直ちにその作業を停止させるとともに、厳重注意その他必要な措置をとるものとする。

附則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

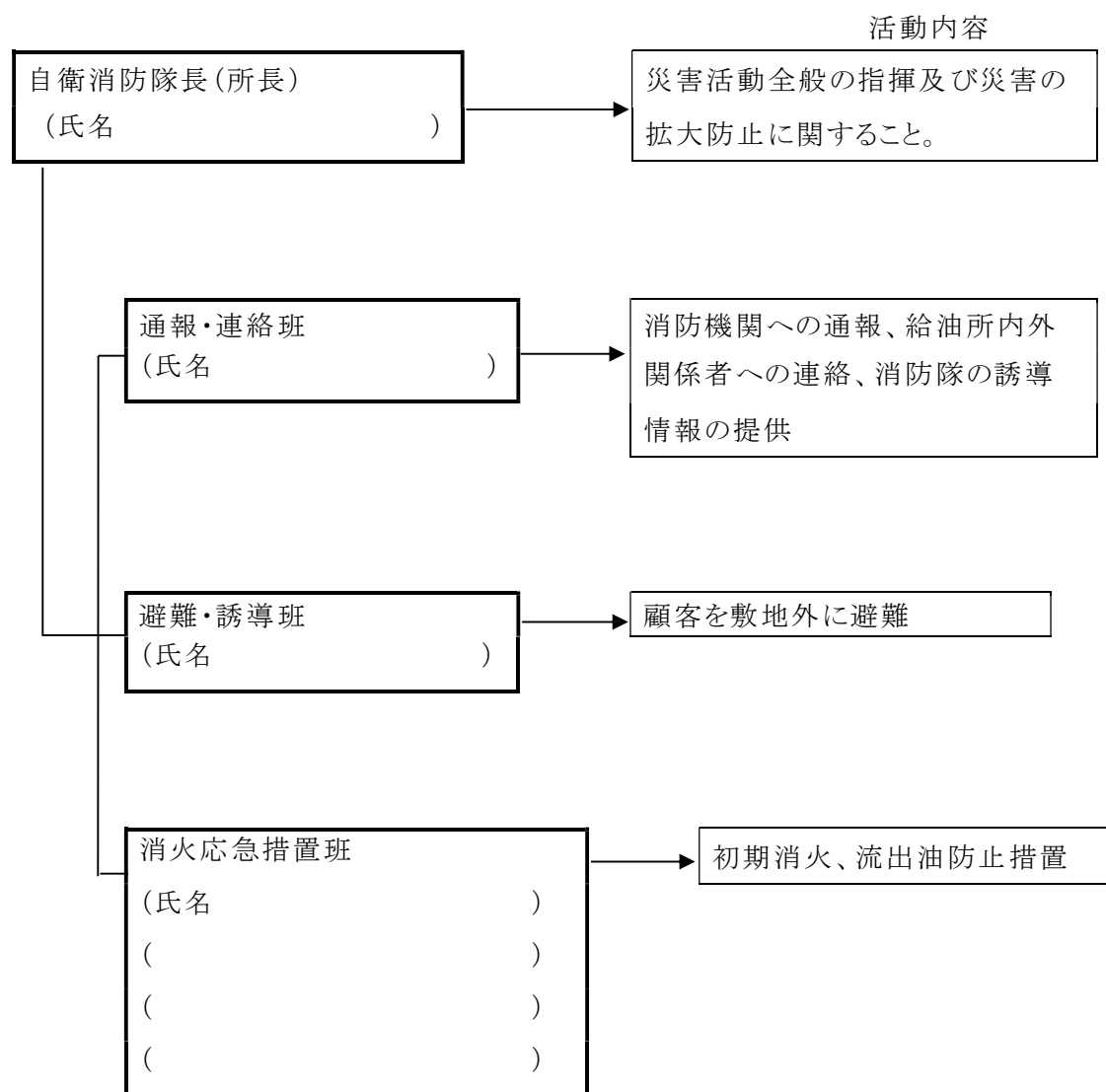
保安全管理任務分担表

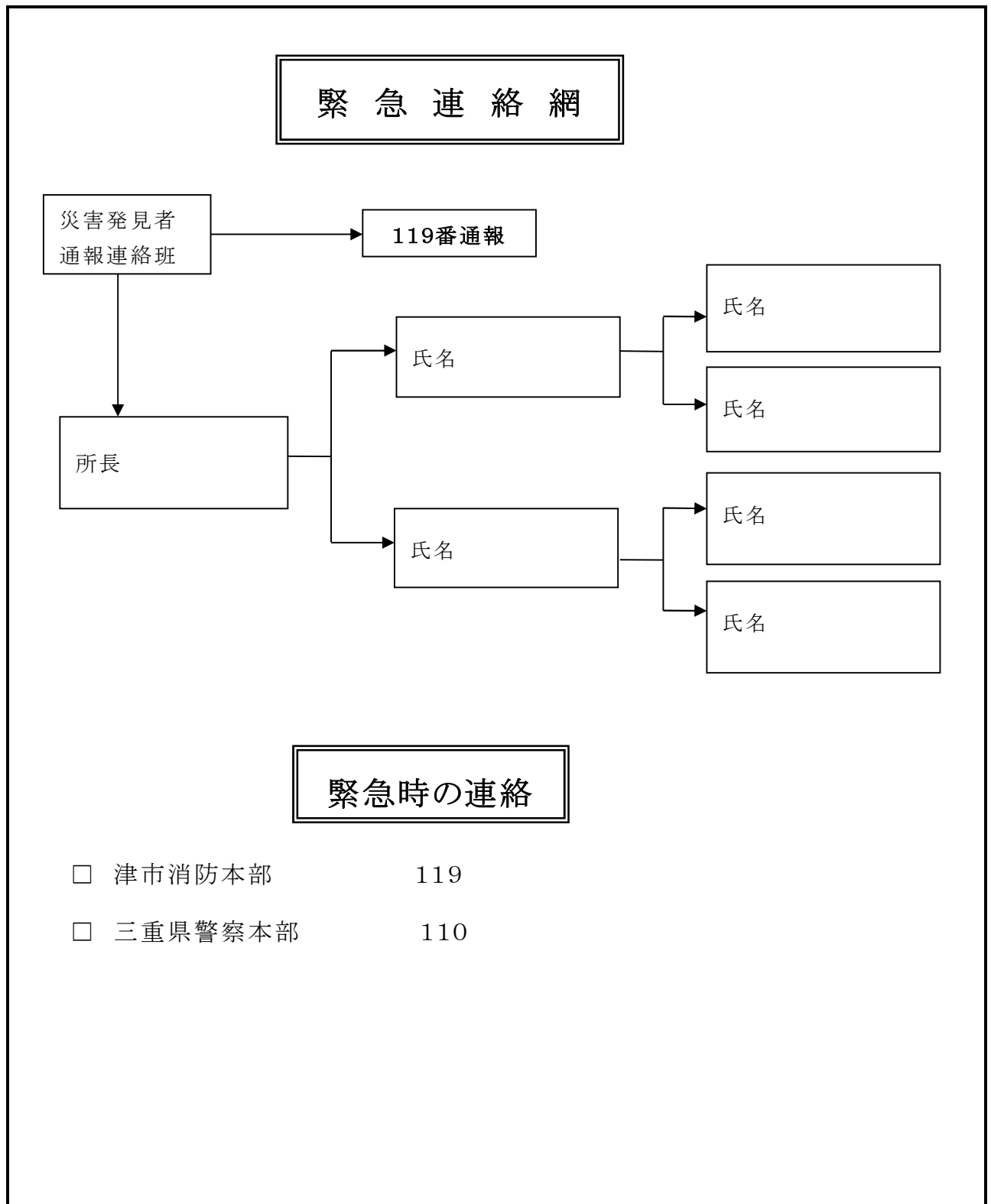
_____給油所

職 務 担 当	氏 名	在・不在	職 務 代 行 者
所 長			
危険物保安監督者			
危険物取扱者			
危険物取扱者			
危険物取扱者			
危険物取扱者			
従 業 員			
従 業 員			
従 業 員			
従 業 員			

自衛消防隊編成表

_____給油所





教育・訓練計画表

給油所

教 育	対象者	実 施 時 期	教 育 の 内 容
	全従業員	・危険物安全週間中 ・防災週間中	(1) 予防規程の内容 (2) 火災予防上の遵守事項 (3) 安全作業等に関する基本的事項 (4) 各自の任務、責任等の周知徹底 (5) 地震対策に関する事項 (6) 単独荷卸しに関する事項 ※単独荷卸しを行う場合に限り (7) 監視業務に関する事項 ※顧客自ら給油作業等を行う場合に限り (8) その他
訓 練	新入社員 (アルバイト も含む)	入社時	
	訓練別	実 施 時 期	訓 練 の 内 容
	総合訓練	危険物安全週間中	部分訓練を有機的に連携させて総合的に 行う訓練
	部分訓練	春の火災予防週間中	消火・通報訓練、初動措置訓練
		防災週間中	消火・通報訓練、避難・誘導訓練 流出油防除訓練、応急救護訓練
震 災 訓 練	震災訓練	総合訓練及び部分訓練 に含めて実施	周辺事業所、町会、自治会等との連携 訓練、帰宅困難者対応訓練 応急措置訓練、設備・機器の使用可否判断訓練

地震後の点検項目

給油所

点 検 項 目	点 検 結 果 状 況	
営業の可否	使用不能・一部破損・変形・応急措置(可能・不可能) ☐ 被害程度による ☐ 応急措置による ☐ 改修後 ☐危険物保安監督者 危険物取扱者不在	
出火危険 (応急措置)	有・無	危険箇所: _ (☐ 可能 ☐ 不可能)
油漏洩危険 (応急措置)	有・無	危険箇所: _ (☐ 可能 ☐ 不可能)
キャノピー	☐ 被害なし	倒壊・傾斜・破損・亀裂 応急措置(可能・不可能)
防火塀	☐ 被害なし	倒壊・傾斜・破損・亀裂 応急措置(可能・不可能) (東 西 南 北)
計 量 機	☐ 被害なし	転倒・傾斜・破損・脱落 応急措置(可能・不可能) 基 基 基 基
付 随 設 備	☐ 被害なし	転倒:a 傾斜:b 破損:c 脱落:d ・洗 車 機 (a b c d) ・リ フ ト (a b c d) ・ウォールタンク (a b c d) ・ク リ ー ナ ー (a b c d) ・サービスユニット (a b c d) ・サインポール (a b c d) 応急措置(可能・不可能)
地 盤 面	☐ 被害なし	亀裂・沈下・タンク浮き上がり 応急措置(可能・不可能)
道路との段差	☐ 被害なし	段差小(車両進入可能)・段差大(車両進入不可能)
建 築 物	☐ 被害なし	転倒・傾斜・破損・類焼 応急措置(可能・不可能)
露出配管	☐ 被害なし	漏洩:a 破損:b 変形:c ・注入口 (a b c) ・ ノンスペース配管 (a b c)
埋設配管	☐ 被害なし	漏洩・破損・変形・不明
油分離槽	☐ 被害なし	使用不能・一部破損・変形・応急措置(可能・不可能)
排 水 溝	☐ 被害なし	使用不能・一部破損・変形・応急措置(可能・不可能)
ガ ス	☐ 被害なし	使用不能(一部破損含む)
電 気	☐ 被害なし	使用不能・一部破損・変形・応急措置(可能・不可能)
水 道	☐ 被害なし	使用不能・一部破損・変形・応急措置(可能・不可能)
電 話	☐ 被害なし	使用不能・一部破損・変形・応急措置(可能・不可能)
周辺の被害状況	☐ 被害なし	火災多数・火災あり・類焼危険あり・倒壊建物多数 倒壊建物若干・液状化あり・道路亀裂あり(通行不能)

再開の判断要素

給油所

1. 火災又は危険物の漏洩がないこと。
2. 構造、設備について
 - (1) 建屋等が著しく本来の機能を失っていないこと。
 - (2) キャンプーの倒壊、著しい損壊がないこと。
 - (3) 計量機の転倒、著しい損傷がなく機能が確保されていること。
 - (4) 防火塀の倒壊、損傷部分に対する仮設塀が施工されていること。
 - (5) 給油空地、注油空地が確保され、部分的な陥没、沈下に対して鉄板を敷く措置がとられていること。
 - (6) 地盤面に著しい沈下、亀裂がないこと。
 - (7) タンク本体、配管の著しい変形・損傷がないこと。
 - (8) 漏洩検知設備の機能が確保されていること。
 - (9) 排水溝、ためます、油分離槽の機能が確保されていること。
 - (10) 消火設備の機能が確保されていること。
 - (11) 危険物の漏洩、流出に対して、土のう、油吸着材が確保され流出防止措置が図れていること。
3. 保安管理体制について
 - (1) 巡視、緊急時の措置を行う保安要員が確保されていること。
 - (2) 危険物取扱者が給油業務を行い、危険物保安監督者が配置されていること。

給油所 教育・訓練記録表 <table><tr><td>所 長</td><td colspan="2">担 当</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>			所 長	担 当				
所 長	担 当							
教育・訓練名	教育・訓練区分	☐ 教 育 ☐ 訓 練						
	教育・訓練名							
実施年月日	実施年月日	令和 年 月 日 ()						
	時 間	時 分 ～ 時 分						
講 師	社 内							
	社 外							
参 加 者		計 名						
【内 容】								
【所 感】								
【上 司コメント】								

- (1) 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸の仕組みを記載した書類もしくは、危険物保安技術協会が交付した評価通知書
- (2) 単独荷卸しを実施する運送業者名
- (3) 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当該給油取扱所等に対し確約した書類(契約書等)

別記1の2 顧客自ら給油作業等を行う際の取扱基準（第13条の3関係）

- (1) 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業員（以下「危険物取扱者等」という）の体制

監視等を行う危険物取扱者等は、顧客自ら給油作業時に漏洩事故等が発生した場合には、事故の状況に応じて、顧客に対する指示・避難誘導、初期消火、通報等を迅速的確に行うこと。

- (2) 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練

予防規程第33条の規定に基づき実施する。

- (3) 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示

従業員に周知できる場所に適宜表示する。

- (4) 顧客用固定給油設備の1回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の1回の注油量及び注油時間の上限の設定

ガソリン	100L以下	4分以内
灯油	100L以下	6分以内
軽油	200L以下	4分以内

- (5) 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検

予防規程第16条の規定に基づき実施する。

- (6) 監視等を行う危険物取扱者の監視時の留意事項等

ア 顧客の給油作業等について必要な指示等を行うこと。

自動車等の停止状況及び固定給油設備からの直接給油状況等

イ 顧客の給油作業等が開始されるときには、火気がないことその他安全上支障がないことを確認した上で、顧客の給油作業等が行える状態にすること。

ウ 顧客給油作業等が終了したとき並びに顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備（以下、「顧客用固定給油設備等」という。）のホース機器が使用されていないときには、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。

エ 非常時その他安全上支障があると認められる場合には、当所における全ての顧客の給油作業等ができない状態にすること。

別記1の3 可搬式制御機器を使用する際の取扱基準(第13条の4関係)

- (1) 可搬式制御機器は、防爆構造のもの又は「IEC60950-1」、「JIS C 6950-1」、「IEC62368-1」、「JIS C 62368-1」のうちいずれかの規格に適合したものを使用するものとする。
- (2) 可搬式制御機器は、肩掛け紐付きカバー又はアームバンドによる落下防止の保護措置を講じるものとする。
- (3) 可搬式制御機器は、当所内のみで使用するものとする。
- (4) 火災等の災害発生時は、安全が確認されるまで可搬式制御機器を使用しないものとする。
- (5) 所長は、1から4が遵守されるように管理するものとする。
- (6) 火災発生時に迅速に初期消火できるように、消火器の設置場所が適正であることを日頃から確認するものとする。
- (7) 所長は、可搬式制御機器を使用する危険物取扱者等に対して災害発生時における応急対応を含め可搬式制御機器を運用するために必要な教育及び訓練を行うものとする。
- (8) 制御卓に監視者がおらず、可搬式制御機器で給油許可を出す場合は、直接顧客の給油等の状況を視認した上で行うものとする。

別記1の4 携帯型電子機器を使用する際の取扱基準(第13条の5関係)

- (1) 携帯型電子機器は、防爆構造のもの又は「IEC60950-1」、「JIS C 6950-1」、「IEC62368-1」、「JIS C 62368-1」のうちいずれかの規格に適合したものを使用するものとする。
- (2) 携帯型電子機器は、肩掛け紐付きカバー又はアームバンドによる落下防止の保護措置を講じるものとする。
- (3) 携帯型電子機器は、当所内のみで使用するものとする。
- (4) 火災等の災害発生時は、安全が確認されるまで携帯型電子機器を使用しないものとする。
- (5) 所長は、1から4が遵守されるように管理するものとする。

別記1の5 屋外で物品の販売等の業務を行う際の留意事項(第14条の2関係)

- (1) 屋外での物品販売等を行う場合は、車両導入路を含む給油空地等を避け、火災時の顧客の避難経路等を考慮して決めるものとする。(図面添付)
- (2) 物品の販売等に伴い、火気又は火花を発生させるおそれのある機械器具等は使用しないものとする。また、取り扱う危険物の蒸気が漏れ又は滞留するおそれのある場所で使用する電気設備は、防爆構造とする。
- (3) 消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所に物品を展示等しないものとする。
- (4) 物品販売等を行う場所の人や車両の動線は、地盤面上に表示するか、ロープ等を用いて明確にするものとする。
- (5) 防火塀の周辺に物品を展示等する場合は、防火塀の高さ以上に物品等を積み重ねないものとする。

別記1の6 地震発生時における給油取扱所の災害防止措置及び措置状況等の通報に係る
実施要領(第30条関係)

1 目的

この要領は、予防規程第7章第30条の規定に基づき、地震発生時における給油取扱所の災害防止措置及び措置状況等の通報について必要な事項を定めるものとする。

2 災害防止措置

地震時における災害の発生防止並びにその被害の軽減を図るため、平常時から次の(1)の措置を講じるとともに、給油取扱所の所在する地域内における地震の情報を得た場合には、同(2)から(4)に掲げる震度階ごとの災害防止措置を講じるものとする。

なお、消火設備等の保安上必要な設備にあつては、速やかにその復旧に努めるものとする。

(1) 平常時の措置

危険物関係設備等の損傷に伴う危険物の漏洩に対する円滑な応急措置を図るため、土のうをはじめとする応急措置資機材を給油取扱所の形態・規模等に応じて常備し、かつ適正に維持管理する。

(2) 震度3の地震情報を得た場合の措置

区 分	内 容
一般的留意事項	地震発生 of 情報を得た場合、当該地震が本地震のもの(以下「前震」という。)である可能性を考慮し、地震情報の収集に努め、震度4以上の本震が発生した場合に適切な措置がとれるよう準備を行う。
災害防止措置	1. 給油行為等の作業中にあつては、速やかに危険物配管をはじめとする危険物取扱設備の緊急点検を実施し、異常の有無を確認する。 なお、異常が認められた場合には、当該作業を一時停止(一時停止により危険性を伴う工程は、あらかじめ当該危険性を回避する措置についてマニュアルを定め、これに従い措置する。以下同じ。)し、適切な措置を実施する。
	2. 速やかに不必要な火気を規制する。 3. 緊急時に応急措置がとれるよう土のう等の応急措置資機材及び防災資機材等を準備する。
工事の場合	原則として、速やかに工事を一時中止し、当該工事に係る範囲について緊急点検を実施する。

(3) 震度4の地震情報を得た場合

区 分	内 容
一般的留意事項	前震である可能性を考慮し、地震情報の収集に努め、震度5弱以上の地震が発生した場合に適切な措置がとれるよう準備するとともに、これに対応できる体制を整える。
災害防止措置	1. 危険物の受け入れ、払い出し及び危険物を開放して取扱う作業は一時停止する。 2. 給油取扱所の緊急点検を実施し、異常の有無を確認する。 なお、異常が認められた場合には、危険物取扱作業の一時停止を継続し適切な措置を実施する。 3. 速やかに不必要な火気を規制する。

	4. 直ちに自衛消防隊が編成できるように準備する。また、これと併せて土のう等の応急措置資機材及び防災資機材等を集結できるよう準備する。
工事中的場合	原則として、工事を一時中止し、当該工事に係る範囲について緊急点検を実施する。

(4) 震度5弱の地震情報を得た場合

区 分	内 容
一般的留意事項	地震に対し、直ちに適切な措置及び対応可能な体制をとるとともに、地震情報の収集に努め、余震等を注意する。
災害防止措置	1. 直ちに、危険物関係設備等の使用を緊急停止（緊急停止により危険性を伴う工程は、あらかじめ当該危険性を回避する措置についてマニュアルを定め、これに従い措置する）する。ただし、保安上必要な設備については除くものとする。 2. 速やかに給油取扱所の緊急点検を実施し、異常の有無を確認する。 3. 緊急点検終了後、消防法第14条の3の2の規定に基づく定期点検に準じた点検を実施し、詳細な点についても異常の有無を確認する。なお、異常が認められた場合には、適切な措置を実施する。 4. 原則として、火気の使用を禁止する。 ただし、保安上必要な設備に係るもの（2の緊急点検の結果、異常がない場合に限る。）については除くものとする。 5. 即時対応がとれるよう自衛消防隊の編成及び土のう等の応急措置資機材及び防災資機材及び防災資機材等の集結を図る。
工事中的場合	直ちに工事を全面的に中止し、当該工事に係る範囲について緊急点検を実施し、適切な措置を実施する。

（注） 消防法第14条の3の2の規定に基づく定期点検に準じた点検を実施した結果、異常が認められた場合には、これに係る措置状況等を遅滞なく津市消防本部予防課危険物担当に通報するとともに、その改善方法等についても併せて指導を受けるものとする。

別記1の7 地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急措置等に係る
実施要領(第30条の2関係)

1 目的

この要領は、予防規程第7章第30条の2の規定に基づき、地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急措置等について必要な事項を定めるものとする。ただし、津波襲到着まで時間的余裕がない場合は、可能な限りの応急措置等を行い、直ちに避難するものとする。

2 応急措置等

(1)従業員等への連絡

当所内にいるすべての人(従業員及び顧客等)に対し、津波警報が発令されたことや、津波が発生するおそれのある状況であることを、津波襲来の切迫性も含めて、大声や拡声器等を用いて速やかに伝達する。

(2)従業員等の安全確保等に係る対応

地盤の液状化や構造物の破損、避難場所の収容人員等を考慮し、避難経路及び避難場所をあらかじめ定めておき、迅速に避難誘導を行う。

(3)施設の緊急停止の方法、手順等

直ちに、給油(注油)、荷降ろし行為を中止し、計量器等の各種電源(ブレーカーを含む)を落とすなどの必要な措置を講じる。

(4)施設の緊急停止等の実施体制

短時間で効果的に行うため、従業員の役割を明確化する。

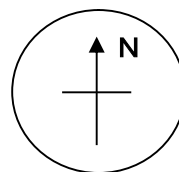
(5)従業員への教育及び訓練

予防規程第8章第33条及び第34条の規定に基づき実施する保安教育及び訓練時に、適宜実施する。

(6)入構者に対する周知

避難経路及び避難場所を、入構者の目につきやすい場所に掲示する。

避難経路及び避難場所図



単独荷卸し時の緊急連絡体制

(非営業時間帯)

_____給油所

1. 漏洩、火災、コンタミ発生時の連絡

移動タンク貯蔵所の危険物取扱者は、荷卸しを中止し、初期対応を行うとともに、

①所轄消防機関への通報

②運行管理者または給油取扱所危険物保安監督者へ連絡を行う。

移動タンク貯蔵所の危険物取扱者

移動タンク貯蔵所の危険物取扱者は、所属する事業所の運行管理者に連絡する。

運 行 管 理 者

氏名 ()	氏名 ()	
電話 :	電話 :	
携帯 :	携帯 :	

給油取扱所危険物保安監督者

(氏名)

電話 :

携帯 :

危険物保安監督者が不在の時は

給油取扱所危険物保安監督者代行者

(氏名)

電話 :

所轄消防へ119番連絡

SS名 :

SSの所在地 :

所在地の目標 :

緊急電話の番号 :

2. 地震、落雷、周辺での火災・爆発事故時の連絡

(移動タンク貯蔵所の危険物取扱者は、荷卸しを中止し、運行管理者または給油取扱所危険物保安監督者へ連絡を行う。)

移動タンク貯蔵所の危険物取扱者		
移動タンク貯蔵所の危険物取扱者は、所属する事業所の運行管理者に連絡する。		
運 行 管 理 者		
氏名 ()	氏名 ()	
電話 :	電話 :	
携帯 :	携帯 :	

給油取扱所危険物保安監督者 (氏名) 電話 : 携帯 : 危険物保安監督者が不在の時は 給油取扱所危険物保安監督者代行者 (氏名) 電話 :
